

科目名		単位数	担当教員	区分
平成26年度以降	刑法Ⅱ	2	野村 和彦	
平成25年度以前	刑法各論	4		
教職	教員の免許状取得のための選択科目			教職
	教科に関する科目(中学校(社会)):法律学、政治学			
	教科に関する科目(高等学校(公民)):法律学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)			
授業の到達目標及びテーマ				言語
<p>この授業では、刑法典における刑罰法規の解釈を学んでいきます。刑罰法規とは、「～(犯罪)をした者は」「…(刑罰)に処する。」という形式で作られています。その前半の部分、犯罪の内容を明らかにしていくことがこの授業のテーマです。たとえば、殺人罪は「人を殺した者は、死刑または無期もしくは5年以上の懲役に処する」と規定されています。この「人を殺した者」の中身はいろいろな事例を想像すると必ずしも明らかではないことに気づきます。処罰されるべき行為と自由であるべき行為の境目について学びましょう。</p>				共通
<p>授業の概要</p> <p>本講座では、刑法各論を扱います。時間的制約があるため、概説的な講義は避け、重要な論争点に照準を合わせ研究していきます。</p> <p>刑法の存在理由に立ち返って、各条文の規範的意味を明らかにして行く姿勢を身につけていきます。そのためには、法学で習得した事柄を再確認する必要がありますし、刑法総論に関する知識も不可欠なため、刑法総論の履修を強く求めます。</p>				専門基礎
<p>授業計画</p> <p>第1回: 刑法各論で学ぶこと</p> <p>第2回: 人の生命に対する罪(1)(人・胎児・死体、胎児性傷害)</p> <p>第3回: 人の生命に対する罪(2)(199条と202条との区別、積極的安楽死と治療中止)</p> <p>第4回: 人の身体に対する罪(暴行と傷害、スポーツと傷害、結果的加重犯)</p> <p>第5回: 人の自由に対する罪(脅迫罪、略取誘拐罪、逮捕監禁罪)</p> <p>第6回: 性的自己決定権に対する罪(性犯罪の仕組み、現行法の枠組みでよいか)</p> <p>第7回: 報道の自由と名誉毀損罪</p> <p>第8回: 財産犯総論(故意犯処罰の原則、財物概念、保護法益)</p> <p>第9回: 占有の意義 窃盗罪と器物損壊罪の区別</p> <p>第10回: 強盗罪の構造 240条後段の解釈問題(強盗殺人の取り扱いなど)</p> <p>第11回: 詐欺罪 文書偽造罪(詐欺の典型的手段の一つ)</p> <p>第12回: 横領罪と背任罪の区別 盗品等に関する罪</p> <p>第13回: 放火罪をめぐる諸問題(公共危険罪)</p> <p>第14回: 公務を妨害する罪(公務執行妨害罪、偽証罪、証拠隠滅罪など)</p> <p>第15回: 贈収賄罪</p> <p>【履修上の注意事項】</p> <p>①予習を求めます。予習箇所については授業でそのつど指示します。</p> <p>②刑法は法律の根拠がないと処罰できないため、必ず六法持参のこと。</p>				法律一般
<p>テキスト</p> <p>井田良編著『よくわかる刑法』(ミネルヴァ書房)。講義では担当者作成のレジュメを配布する。</p>				政治行政
<p>参考書・参考資料等</p> <p>必要に応じて、授業中に紹介します。</p>				経営法務
<p>学生に対する評価</p> <p>期末テストの点数を中心に評価します。</p>				スポーツ福祉
				演習
				25年度以前
				専門基礎科目